

## 評価期間中の禁止事項等(案)

地域医療再生計画の評価にあたっては、透明性や公平性などの観点から、審査が中立、公平、公正に行われるよう、地域医療再生計画に係る有識者会議としては、誤解を招くような行為を行わないよう、予め、評価期間中の禁止事項等を定めることとする。

### 1. 禁止事項

- ア. 評価期間中の自治体等の地域医療再生計画関係者及びその意向を受けた者(以下「関係者」という。)と接触すること
- イ. 自治体等に対して委員が直接質問すること <※注>
- ウ. 評価の結果を他者に漏らすこと
- エ. 評価を他者に委ねること

### 2. 報告事項等

地域医療再生計画の評価に関連し、関係者から働きかけ(電話を含む)を受けた場合には、相手側に禁止事項である旨を伝えた上で事実関係について有識者会議委員長に報告すること。

ただし、地域医療再生計画とは全く関係のない業務連絡についてはこの限りではない。

### 3. その他

評価後に禁止行為等が明らかとなった場合には、該当の委員の評点については全て得点から除外するものとする。

※注 計画に関する質問については、事務局より各都道府県に対し質問し、委員全員に質問と回答をお知らせする。